

## 検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、「保医発0731第2号」により、下記の検査項目において検査実施料の適用が行われましたので、ご案内いたします。  
よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

### 適用日

平成25年8月1日から適用

### 新規収載項目

- マイコプラズマ抗原定性 . . . . . 未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

## 保健科学グループ



株式会社 保健科学研究所

本社／ 横浜市保土ヶ谷区神戸町 106 TEL 045-333-1661  
仙台支社／ 仙台市宮城野区扇町 1-3-5 TEL 022-236-9345  
中部支社／ 名古屋市西区則武新町 2-20-17 TEL 052-582-3201  
大阪支社／ 豊中市原田中 1-2-3 TEL 06-6843-5622  
福岡支社／ 福岡市博多区山王 2-14-34 TEL 092-452-0851

新潟臨床検査センター  
保健科学東日本  
日本ノーバメディカル研究所  
いかがく  
組織科学研究所  
ケーアイエー細胞病理研究所  
カスタムメディカル研究所

遠州予防医学研究所  
日本厚生団衛生科学研究所  
湘南医化学検査センター  
小田原衛検  
相模医研  
東部メディカルセンター

● 検査実施料の新規収載項目

適用日：平成25年8月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
マイコプラズマ抗原定性	150点	免疫学的検査 (判断料：144点)	「D012」感染症免疫学的検査の21	ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

▼ 新設収載項目に関連するその他項目の算定条件の追加について

- マイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- マイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。